

令和7年度 新潟県立柏崎高等学校海外研修事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

令和7年度新潟県立柏崎高等学校海外研修事業委託

(2) 事業の目的

本事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）がスーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業の一環として実施される研修である。本校と姉妹校提携を結んでいる韓国の科学重点校である新道林高校を訪問し、研究発表等を通じて、課題研究の深化および研究交流の一層の発展、英語によるコミュニケーションスキルの向上および国際的な視野を持つ人材の育成につなげることをねらいとする。

また、韓国最大IT企業サムスンが有するサムスン・イノベーション・ミュージアムの見学を通して、世界をリードする半導体技術について研修することにより、AI時代の技術革新の動向を知ると共に、先端科学技術への興味関心や研究意欲を一層高めることをねらいとする。

(3) 内容

ア 行き先	大韓民国・ソウル特別市、水原市
イ 生徒引率	生徒 12 名 引率教員 2 名
ウ 実施期間	令和7年11月18日（火）～令和7年11月20日（木）2泊3日
エ 航空路	新潟空港～仁川国際空港
オ 研修先等	新道林高校 サムスン・イノベーション・ミュージアム
カ 仕様書	別紙 SSH 様式 4-1「実施計画書」および SSH 様式 4-2「『SSH大韓民国海外研修』仕様書」を参照のこと。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 見積限度額

一人当たり 150,000 円以内（税込、旅行保険料は除く）

- ・ 燃油サーチャージについて、請求の際に上限となり得る金額を記載すること。
- ・ 別紙 SSH 様式 4-3「旅行代金見積書」に記載の項目についての金額を提示すること。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事業所を含む）を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去5年間（令和2年4月1日から令和6年3月31日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者ではないこと
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者ではないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、希望される団体には下記のとおり説明会を実施する。

- (1) 日時 : 令和 7 年 6 月 4 日 (水) 午後 4 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- (2) 会場 : 新潟県立柏崎高等学校 化学教室

※ 説明会参加を希望する場合は、6 月 3 日 (火) 午後 4 時までに団体名、参加者名、連絡先電話、FAX、E-mail を、ファックスで「12 担当者 (問合せ先)」宛に連絡すること (様式任意)

4 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 別紙様式 1「参加申込書」、別紙様式 2「海外研修業務プロポーザル類似業務実績一覧表」をイの期限までにウの申込先に申し込むこと

イ 申込み期限 : 令和 7 年 6 月 12 日 (木) 午後 4 時 (必着)

ウ 申込み先 : 「12 担当者 (問合せ先)」に同じ

エ 申込み方法 : 持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、6 月 13 日 (金) までに提案資格の確認結果の通知を発送する。

5 募集要領の内容についての質問の受付け及び回答

6 月 11 日 (水) まで随時受け付け、回答はその都度対応する。

6 提案書作成要領

(1) 提案書は業者様式で作成し、下記の項目を含めること。

ア 企画提案書

(ア) SSH 様式 4-2「『SSH大韓民国海外研修』仕様書」に沿った行程表

(イ) 安全対策を記した資料

(ウ) 研修先各地に最寄りの支店または現地法人の案内を記載した資料

(エ) 利用予定宿泊施設の資料

(オ) 営業担当者の紹介

(カ) 現地添乗員の紹介

(キ) 現地ガイド (通訳) の紹介

(ク) 人員減の対処方法 (取消し料収受の規定等) を記載した資料

(ケ) 会社概要

(コ) 各社独自の付加価値・サービス等

イ 見積書

学校提示の見積書の様式 (SSH 様式 4-3「旅行代金見積書」) を使用し、記載の項目に則って費用の計上を行うこと。

(2) 提出期限

ア 企画提案書および見積書

令和 7 年 6 月 27 日 (金) 午後 4 時 30 分必着で紙媒体 10 部および電子媒体 1 部を提出のこと。

提出期限以降の提案書の差し替え又は再提出は認めない。

イ 提出先 「12 担当者 (問合せ先)」に同じ

7 提案書説明会の実施

提案書提出後、学校内で旅行代理店による説明会を実施する。

予定日 令和7年7月1日（火）午前10時～ 各社の時間は別途連絡します。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された企画提案書・見積書及び提案書説明会の内容を総合的に審査し、評価が最も高い旅行代理店を1社選定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点
行程表	①スムーズで無理のない行程か。 ②仕様書に沿った行程になっているか。
安全対策を記した資料	①本校との連絡・事前協議などの体制（受注後、学校担当者との直接打ち合わせできる体制があること）の提示があるか。 ②緊急時の対策（危機管理体制）の提示、事故対応の具体策（非常時マニュアルの提示）があるか。
研修先各地の最寄りの支店または現地法人の案内を記載した資料	①住所や連絡先の記載があるか。
利用予定宿泊施設の資料	①周辺環境・館内設備・部屋・会議室などが仕様書の要求を満たしているか。
営業担当者の実績・資格資料	担当者の実績・資格等を確認できる資料があるか。（名刺のみは不可）
現地添乗員の実績・資格資料	添乗予定者の実績・資格等を確認できる資料があるか。（名刺のみは不可）
現地ガイド（通訳）の実績・資格資料	現地ガイド（通訳）の実績・資格等を確認できる資料があるか。（名刺のみは不可）
人員減の対処方法が記載された資料	取り消し料収受の規定等の記載があるか。
会社概要	会社概要にて企業情報や企画旅行の催行実績、旅行業免許を有しているか。
会社独自の付加価値・サービス等	会社独自の付加価値・サービス等の記載があるか。
見積書	費用対効果に見合った適切な価格であるか。

審査委員は校長、教頭、SSH部長、SSH部員、外部評価者の9名で構成される。

9 審査結果の通知

審査結果については、JSTに報告、承認を受けた後、提案者それぞれに文書で通知する。

10 日程

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ・募集公示 | 令和7年6月2日（月） |
| ・説明会 | 令和7年6月4日（水）午後3時～（希望団体） |
| ・参加申込 | 令和7年6月12日（木）午後4時必着 |
| ・参加資格の審査・確認結果通知 | 令和7年6月13日（金）までに通知発送 |
| ・企画提案書の提出 | 令和7年6月27日（金）午後4時30分必着で提出 |
| ・提案書説明会 | 令和7年7月1日（火）午前10時～ |
| ・審査結果通知 | JST承認後に通知発送 |

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 担当者（問合せ先）

〒945-0065 柏崎市学校町4-1
新潟県立柏崎高等学校 S S H部 木村 貴美子
電話番号： 0257-41-6418（生物準備室）
F A X： 0257-21-2836
E-Mail： t062009@gs.nein.ed.jp

13 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (3) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (4) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式3「参加申込辞退書」を提出すること。
- (5) 本海外研修の取扱業者選定にあたり、S S Hの規定により3社以上の相見積（参加辞退書を含む）が必要なため、本プロポーザルに3社以上の申込見込みが立たない場合、本校から参加の打診を行うことがある。打診された業者で参加できない場合は、別紙様式4「参加辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
ウ 期限後に提案書を提出した者
エ 本要領中1(5)の見積限度額を超えた見積額を提案した者